

問27 今回の改正前に消費者契約法第10条に該当しなかった契約条項は、改正後も第10条に該当しないということですか。

(答)

1. 消費者契約法第10条に関する今回の改正は、改正前の消費者契約法でも第10条の第一要件^(注)に該当する契約条項の一例を挙げるというものです。

(注) 消費者契約法第10条のうち、「法律中の公の秩序に関する規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって」という部分を指すものです。

2. そして、今回の改正では、消費者契約法第10条の第二要件、すなわち、「民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」という要件については、改正を行っていません。

3. したがって、改正後も、改正前の消費者契約法と同様に、消費者契約法第10条の第二要件も満たす契約条項のみが無効とされることとなります。